

平成22年度
地球環境適応型・本邦技術活用型
産業物流インフラ整備等事業
(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ
案件形成等調査)

第1回公募提案要領

新日本有限責任監査法人
(SNC)

平成22年4月

～目次～

1. 公募対象調査	2
2. 提案者(応募者)の資格	4
3. 調査の内容・方法	4
4. 応募方法	6
5. 調査案件の選定方法	8
6. その他	8
7. 問い合わせ	9

【添付書類】

別添 1	「調査の進め方」
別添 2-イ	「提案書表紙」
別添 2-ロ	「提案書類受領書」
別添 2-ハ-①	「スクリーニング様式」
別添 2-ハ-②	「個別案件総括表」
別添 2-ハ-③	「個別案件票(本文)」
別添 2-ハ-④	「個別案件票(調査費概算)」
別添 3-イ	「スクリーニング様式の書き方」
別添 3-ロ	「個別案件票(調査費概算)の書き方」
別添 4	「調査報告書作成基準」
別添 5	「環境保全効果に関する対象分野表」
別添 6	「競争参加資格の取得について」

【公募スケジュール】

平成22年4月21日(水)	第1回公募開始
平成22年4月28日(水) 14時から	第1回公募説明会 (経済産業省別館10階1020会議室)
平成22年5月19日(水) 11時	第1回公募締め切り
平成22年5月24日(月) ～5月28日(金)	プレゼンテーション実施
平成22年6月下旬	調査案件採択
平成22年7月中旬	契約締結
平成22年9月頃	第2回公募開始

【第1回公募案件調査期間(予定)】

平成22年7月中旬～平成23年2月15日

平成 22 年度

地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業 (一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)

第 1 回公募提案要領

「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」（以下、「本事業」という。）は、開発途上国におけるインフラ等の投資環境整備、地球環境問題への対応等に関して我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査を実施することにより、円借款案件又は官民パートナーシップを活用した事業を迅速に発掘・形成することを目的としています。

新日本有限責任監査法人（以下「SNC」という。）では、経済産業省からの受託事業として、下記に従って、本事業を実施します。なお、本事業の一部は、SNCからの再委託によって独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）が実施します（詳細は、6.（3）を参照）。

なお、今回の公募案件選定後、第 2 回目の公募を 9 月頃に開始する予定です。今回の公募で選定されなかった案件についても、第 2 回目公募に応募することを認めます。

記

1. 公募対象調査

開発途上国におけるインフラ等の投資環境整備、地球環境問題への対応等に関して我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した円借款プロジェクト及び民活型インフラ整備プロジェクトを対象とします。

応募の際には、「円借款案件形成等調査」もしくは「民活インフラ案件形成等調査」のどちらかを選択し、案件提案書にご記入の上お申し込み下さい。

ただし、本年度、経済産業省資金協力課の委託事業で独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（URL：<http://www.jogmec.go.jp/>）が実施する「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（資源案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」（以下、「資源案件形成等調査」という。）へ提案する案件は除きます。

(円借款案件形成等調査)

(1) 本邦技術活用条件（STEP）の対象となり得る案件

これに該当する案件は、別添 2-ハー③の 2. の⑥の重点テーマとして取り扱います。

(2) インフラ整備案件など開発途上国の持続的経済成長に資する案件

以下の何れかに該当する場合は、別添2-ハ-③の2. の⑥の重点テーマとして取り扱います。

- ① アジアをはじめとする開発途上国のインフラ整備案件
- ② CDMの対象となり得る案件など地球環境保全対策に資する案件
- ③ アフリカ支援に資する案件（特に、サブ・サハラ諸国）
- ④ 紛争や大規模災害からの復興案件

(民活インフラ案件形成等調査)

日本企業等が参加を計画又は希望している開発途上国におけるPPP（官民パートナーシップ）、BOT、BOO等による、いわゆる民活型インフラ整備プロジェクト（EPC、O&M等を含む。）を対象とする。なお、開発途上国政府の経済開発政策、インフラ整備政策、低所得階層（BOP層）を対象とした社会政策、首脳や閣僚の発言等により、民活による推進の方針が明らかで当該開発途上国政府の支援が期待できると考えられる実現可能性が高い案件を優先的に採択します。また、今年度は、以下を重点テーマとします。

- ① アジアをはじめとする開発途上国のインフラ整備案件（電力、交通、空港、港湾、道路、上下水道等）
- ② 行政サービス案件（医療・教育サービスや電子政府を含む。）
- ③ 地球環境保全案件（CDMの対象となり得る案件や新エネルギー開発等を含む。）

<注> 1. 本事業においては、OECD（経済協力開発機構）のDACリスト（開発援助委員会援助受取・地域リスト）掲載国（<http://www.oecd.org/dataoecd/32/40/43540882.pdf>）を対象とします。ただし、我が国との二国間関係等により、本公募の対象とならない国がありますのでご注意ください。

2. 次の何れかの項目に該当する応募はご遠慮ください。

- (1) 同一案件を協力関係にある法人（商社、メーカー、コンサルタント等）から、別々に提案する重複提案
- (2) 相手国政府又は実施機関が具体的に検討していない案件など相手国の協力が見込まれず調査の実施に不安のある案件
- (3) 利用可能な既存調査がある案件（経済情勢の変化等によりリバイスの必要な場合を除く。）
- (4) タイトルだけの登録等、内容の希薄な案件
- (5) 調査費用との関係で調査の内容が不十分となる案件
- (6) 国からの委託金を受けて行う他の制度に既に採択されている調査と同一内容の案件
- (7) プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件
- (8) 公募提案する内容が、本調査の対象であるか、あるいは資源案件形成等調査の対象となるか不明な場合は、公募締め切り（5月19日（水）11時）より前にあらかじめ7. の問合せ先に適宜照会願います。

2. 提案者（応募者）の資格

提案者は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 日本法人（登記法人）であること
- (2) 経済産業省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成22・23・24年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（「調査・研究」の営業品目）の資格又は平成21・22年度測量・建設コンサルタント等の競争参加資格のうち、「土木関係建設コンサルタント業務」の資格を、提案書類の提出時点で取得済み、もしくは申請済みであること（これらの資格のいずれかを取得もしくは申請済みで有することを証明する書類の写しを応募資料に添付していただきます）。また、政府関係機関等からの補助金交付の停止、あるいは契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないなど、調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理を行える体制を有すること
- (3) 提案法人が調査を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有すること
- (4) SNCが提示する委託契約書に同意すること。
- (5) SNCが調査を委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

<注> 契約を締結することにより、SNCの信用を毀損するおそれがあるなど、契約相手方として不適當であると認められる場合については、調査委託契約を締結することができませんので、ご承知おきください。

3. 調査の内容・方法

(1) 調査の実施

調査案件は、提案者たる法人がSNCの委託先となり、実施計画書の詳細及び調査経費の精査の後、SNCとの間で委託契約を締結した上で調査を実施することとします。調査終了後、報告書を検品し、契約金の使途についての検査（確定検査）を行い、調査完了となります。

【調査の流れは 別添1 を参照】

<注>

1. 調査委託契約の受託者（提案企業）は、調査業務を行うために必要な経費の中で、調査受託契約の受託者（提案企業）が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものにつ

いては、調査業務の一部を再委託することができます。

また、SNCとの契約は複数の受託者（提案企業）との間で行うことも可能です。この場合、構成されるそれぞれの提案企業が上記2.（2）に示した競争参加資格を有している必要がありますので、ご注意ください。

2. 調査案件として選定されたとしても、SNCと提案者たる法人との間で必要な契約条件が合致しないなど、調査の実施が困難又は不相当と判断する場合には、調査対象から除外されることがあります。
3. SNCとの委託契約においては、調査の実施に係る守秘義務や個人情報保護等の義務が規定されています。
4. 今般の国際情勢に鑑み、契約に際し現地での活動に一定の条件を付す場合があります。
5. 再委託、外注又は出向等の契約前に、政府関係機関等からの補助金交付決定等停止、あるいは契約に係る指名停止等の行政処分を受けた事業者に対しては、当該措置期間中の委託費の発生又は支出は認められません。

（2）調査期間

契約日から平成23年2月15日までとします。

<注> 契約日は平成22年7月中旬を予定していますが、審査状況等により前後する場合があります。

（3）調査費用

原則、1件当たり5,000万円（消費税を含まない）を限度とします。また、調査費の範囲は、調査の実施に必要な経費及び調査結果のとりまとめに必要な経費とします。

【調査費の対象範囲の詳細は 別添3-口 を参照】

<注> 1. 契約金額は、提案時の金額を上限として、採択案件選定後にSNCが査定した上で決定しますので、提案時の費用積算内訳及び合計金額が必ずしも契約金額になるとは限りません。

2. 他方、上記の査定において、SNCが特に必要と認める場合は、上記の限度額（5,000万円）又は提案時の金額を超えた額を契約金額とすることがあります。

（4）成果物

調査の成果は、成果物として別添4に従った調査報告書（英文20部、CD-ROM2枚（和文・英文））にまとめ、調査終了後に提出していただきます。なお、相手国政府への英語での説明が困難な場合は、報告書の内容を現地公用語に翻訳し、電子ファイルをCD-ROMに保存の上、別途提出していただきます。

なお、調査報告書の著作権は、最終的に日本政府に帰属することとなります。

【報告書の作成要領は 別添4 を参照】

<注> 1. 調査報告書（和文・英文）の表紙は、経済産業省、SNC、ジェトロ、受託者の連名になりますが、報告書の著作権は、日本政府に帰属します。

2. 調査報告書（和文・英文）は、原則として一般公開の対象となりますが、調査報告書を作成した委託先は、SNCの許可なく調査内容、又は成果を公表することはできません。
3. 妥当な理由がなく調査報告書作成基準に従わない、または記載内容が不十分な調査報告書を作成した委託先は、同報告書の提出後に自費で修正していただくことがあります。また、次年度以降の応募に際して、調査実施能力等が劣ると評価されます。
4. 調査報告書（和文・英文）は、成果物として提出していただく前に、ドラフト版を提出していただきます（ドラフト版の提出期限：12月24日）。

4. 応募方法

(1) 提出書類

下記2-イ～ハに必要事項を記入したものに、下記2-ハの電子データを入力した電子媒体（CD-ROM）および、参考資料（サイト地図ほか）を添付の上、下記の提出期限までに提出してください。なお、提案書類は提案者に返却しませんので、予めご了承ください。

書類・・・各1部

- ・ 提案書表紙 <2-イ>
- ・ 提案書類受領書 <2-ロ>
- ・ 競争参加資格決定通知書（もしくは申請済みであることを示す書類）の写し ※2.（2）参照

提案書ファイル・・・以下全てをファイルしたもの8部

- ・ スクリーニング様式 <2-ハ-①>
- ・ 個別案件総括表 <2-ハ-②>
- ・ 個別案件票（本文） <2-ハ-③>
- ・ 個別案件票（調査費概算） <2-ハ-④>
- ・ 参考資料（サイト地図ほか）

電子媒体・・・1部

- ・ 上記2-ハ①～④の電子データを入力したもの。

<注> 1. 2-ロ（提案書類受領書）は、複数案件を提案される場合、組織内全体または担当事業部毎に取りまとめの上、提案される全案件を併記してください。また、提案書類を持参する場合には、提案書類の受領と引換に受領書を交付しますので、必要事項をご記入のうえ、提案書と併せてご持参ください。提案書を郵送する場合には、提案書類の到着後に、提案法人のご担当者宛てに郵送しますので、提案書類と共に郵送してください（返信用切手・封筒は同封不要です）。

2. 2-ハ①～④については、当該資料をA4サイズでプリントアウトして、以下3点に留意の上、2穴ファイルに綴じたものを案件ごとに8部提出してください。
 - ・2-ハ①～④の順でファイル。
 - ・調査内容の理解に役立つ参考資料等は、ファイル巻末にまとめて添付。
 - ・当該ファイルの背表紙には、「円借款案件形成等調査」もしくは「民活インフラ案件形成等調査」、「調査名」と「主提案法人名」を記入。
3. 2-ハ①～④については、別添3-イ、3-ロの記入要領に従って必要事項を記入してください。なお、採択された案件については、2-ハ①にご記入いただく「案件概要」ならびにスクリーニング結果について、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」を踏まえて、4. (1)に示した本調査事業のウェブサイト (<http://www.snpa.co.jp/infra-study/>) およびジェットロ・ウェブサイトにて公開します。
4. 2-ハ①～④については、入力データを1枚の電子媒体にまとめて保存し、当該電子媒体に「円借款案件形成等調査」もしくは「民活インフラ案件形成等調査」、「調査名」と「提案法人名」を記入したラベルを貼って提出してください。2-ハ②及び③については、PDF化せず、必ずExcel形式のまま保存してください。複数案件を提案される場合、組織内全体または担当事業部毎に取りまとめ、1つの電子媒体にデータを収めてください。
5. 提案関係書類の電子ファイルは、前掲の本調査事業のウェブサイト (<http://www.snpa.co.jp/infra-study/>) よりダウンロードして作成してください。

<注>競争参加資格審査申請について

2. (2)に示す競争参加資格を有していない場合、当該競争参加資格を申請し、公募締切日(平成22年5月19日)までに資格を取得もしくは申請していただく必要があります。詳細については、別添6「競争参加資格の取得について」をご参照願います。

(2) 提出期限・提出方法

提案関係書類については、平成22年5月19日(水)11:00までに郵送又は持ち込みにより、次の提出先に提出してください。

郵送の場合は、簡易書留で期限までに必着とします。また、FAXや電子メール等での提出は受け付けませんのでご注意ください。

【提案関係書類の提出先】

新日本有限責任監査法人 アドバイザリーサービスPA部
 「一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査」
 担当 宛
 〒100-6028 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング
 ※5月19日(水)に限り、霞が関ビルディング28階応接室にて
 9:30より受付を行います。28階受付にお越し下さい。
 ※5月19日(水)以前に直接持参により提出される場合は、28階2808
 扉から担当を呼び出して下さい。

5. 調査案件の選定方法

(1) 選定方法

採択調査案件は、提案者の資格、及び個別案件票を下記の項目について確認した上で、外部有識者で構成される審査委員会で決定されます。

- ① 公募要件（提案者の資格等）
- ② プロジェクトの重要性・効果（相手国の政府開発計画等における位置づけ等）
- ③ プロジェクトの実現可能性（実施機関のプロジェクト実施能力等）
- ④ 提案者の調査能力とプロジェクト推進能力
（提案者の過去の調査実績、主要調査員の経験・能力等）
- ⑤ 政策的ニーズ（我が国の政策を踏まえた相手国、セクターの重要性等）

<注> 1. 調査案件は、11件程度を選定する予定です。

2. 必要に応じて、提案者から提案案件について説明していただく機会を5月24日（月）～5月28日（金）に設ける予定であり、具体的な実施方法等については公募締切後にご連絡します。また、案件の選定過程において、追加資料の提出等を求めることがあります。
3. 審査委員会にて採択が決定された調査案件について、後日、その個別案件票の記載内容に、提案者の事実誤認や実施体制の大幅な変更等があることが判明し、上記①～⑤の評価の修正が必要と認められた場合には、採択を取り消すことがあります（原則として、個別案件票の修正の要請、再審査は行いません）。

(2) 選定結果の通知・公表

平成22年6月下旬を目処に提案案件を採択し、案件名と提案者名を本調査事業のウェブサイト（<http://www.snpa.co.jp/infra-study/>）、ジェトロのウェブサイト（http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/oda/model_study/）に公表します。加えて、案件概要およびスクリーニング結果を本調査事業のウェブサイト、ジェトロ・ウェブサイトに掲載します。

採択結果については、提案された個別案件ごとに「採択結果通知書」を送付しますが、審査の状況等により多少遅れることがあります。

6. その他

(1) 案件進捗の確認のお願い

調査終了後、当該プロジェクトの進捗状況に関するアンケート（年1回程度、調査完了の翌年度以降）を実施します。これは、政府予算で実施される本事業の政策評価に必要なデータを得るための数少ない方法の1つですので、必ずご協力いただきますようお願いいたします。ご協力いただけない場合は、次年度以降の応募に際して、評価に反映されることがある旨ご承知おきください。

(2) 担当者連絡先等の取り扱い

提案書類に記載された連絡先等は、本提案公募審査および採択後の連絡において使用します。また、進捗確認に関するアンケート等の連絡のために、提案関係書類の連絡先等を使用することがあります。

(3) 本調査事業におけるジェトロの役割

SNCでは、本調査事業遂行にあたり、以下に挙げる業務の全部、あるいは一部をジェトロに委託しております。これに伴い、ジェトロが調査案件の提案者ならびに受託者に、直接、あるいはSNCを通じて連絡することがあります。また、提案者が提出した資料その他の情報は、必要に応じてジェトロと共有します。

(ジェトロが実施する業務)

- ・ 応募案件の評価に必要な関連情報の収集・分析
- ・ 応募案件の評価（評価方法、評価基準、応募案件の評価案の作成）
- ・ 選定案件に関する広報・周知
- ・ 「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」（下記（4）参照）の説明
- ・ 提案者との調査内容・スケジュール等の詳細に関する協議
- ・ 調査案件の実施スケジュール管理、実施状況の把握（中間報告会・最終報告会の実施、現地調査への同行を含む）、調査報告書の内容チェック等の案件監理
- ・ 調査案件の対象国政府機関及び実施機関に対する報告会への同行

(4) ジェトロの「環境社会配慮ガイドライン」に配慮した調査の実施

本事業は、ジェトロが2008年1月より運用を開始した環境社会配慮ガイドライン（2009年7月版）の第I部「基本的事項」及び第III部「案件形成調査時における環境社会配慮」を踏まえ実施致します。提案者はあらかじめ同ガイドライン（<http://www.jetro.go.jp/disclosure/environment/>）をご一読ください。本事業の実施にあたりましては、環境社会面にも十分配慮することとし、同ガイドラインに沿って実施して頂きます。

7. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせ（競争参加資格申請に関するものを除く。）は、次の宛先に電子メールにてお願いします。なお、よくあるお問い合わせについては、本調査事業のウェブサイト（<http://www.snpa.co.jp/infra-study/>）およびジェトロのウェブサイトに掲載する予定です。

※公募に関するお問い合わせは、5月10日（月）12：00（厳守）締め切りとさせていただきますので、ご留意ください。

【問い合わせ先】

新日本有限責任監査法人 アドバイザリーサービスPA部

「一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査」担当

電子メールアドレス：JP.Audit-M-infra-study.JP@shinnihon.or.jp

以上